

音楽教室における演奏につき演奏権が及ぶことを 肯定した東京地裁判決

東京地裁令和2年2月28日判決
平成29年（ワ）第20502号、平成29年（ワ）第25300号

知的財産権法研究会
弁護士 古川 智祥

第1 はじめに

本件は、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）が、音楽教室におけるJASRAC管理楽曲の演奏等について、音楽教室から使用料徴収を平成30年1月1日から開始すると決定し、平成29年6月7日に文化庁長官に使用料規程「音楽教室における演奏等」の届け出を行ったことに対し、200を超える音楽教室を運営する法人や個人らが原告団を構成し、JASRACに対して請求権不存在確認訴訟を提起したという事案である。東京地裁は、音楽教室による音楽著作物の演奏行為に対して、著作権者の演奏権が及ぶと判断して原告らの請求権不存在確認請求を棄却し、社会的にも非常に注目を浴びた判決である。

第2 裁判に至る経緯¹

平成12年1月1日施行の著作権法の一部を改正する法律により、著作権法附則14条が廃止され、それまでは同附則により、出所の明示により著作権者の許諾なく利用が可能であった適法録音音楽著作物（レコード等）の再生に演奏権が及ぶこととなった。

附則14条の廃止を受けて、JASRACは、平成15年に、大手の音楽教室であるヤマハ音楽振興会に対して音楽教室での楽曲の演奏に対する使用料についての協議を申し入れたが、ヤマハ音楽振興会は教室内での演奏には演奏権は及ばないと主張し、この協議に応じなかった。

平成29年2月3日にヤマハ音楽振興会や河合楽器らが中心となってJASRACによる音楽教室からの使用料徴収の動きに対応することを目的として、音楽教室の運営企業や個人を会員とする「音楽教育を守る会」（「守る会」）が結成された。

1 これらの事実経過は、主に、JASRACのウェブサイト（<https://www.jasrac.or.jp/>）及び音楽教育を守る会のウェブサイト（<https://music-growth.org/>）を参照した。

JASRACは、平成29年6月7日に、楽器教室における演奏等に関する使用料規程を文化庁長官に届け出て、平成30年1月1日から管理を開始する旨をアナウンスした。これに対して、「守る会」が文化庁に対して反対署名や要望書を提出するなどして対抗した。

平成29年6月20日、「守る会」の会員ら250名超の原告団が、東京地裁に対して、JASRACを被告として、音楽教室における著作物使用にかかわる請求権不存在確認訴訟を提訴した（本件訴訟）。

平成29年12月21日に、「守る会」が、文化庁長官に対し、著作権等管理事業法24条1項に基づく裁定の申請をしたため、JASRACは同条3項の定めに従って管理開始を延期した。

平成30年3月7日、同日を使用料規程の実施の日とする旨の文化庁長官の裁定がされ、「守る会」が求める使用料規程の実施の保留は行われなかった。しかし、同時に、文化庁長官は、JASRACに対して、演奏権を争う事業者に対しては本件訴訟の司法判断が確定するまでは使用料の督促を行わず、争わない事業者に対しても利用者の実態をふまえた適切な使用料とするなど、社会的混乱を回避すべく適切な措置を採るように求めた²。

第3 音楽教室での演奏の態様

本件訴訟において、原告らが請求権不存在の確認を求めた音楽教室での楽曲の演奏態様は多岐にわたるが、理解のために大きくまとめると概ね次のとおりである。

- ① 原告らが設営した教室で、教師及び生徒が1：1から最大1：10程度以下のレッスンで、課題曲を教師及び生徒が演奏し、録音物の再生は行われない。
- ② 上記①の教師及び生徒の演奏に加え、教師の伴奏の代わりに、生徒の演奏の合奏の相手とするため市販CD等の録音物の再生が行われる。
- ③ 上記①の教師及び生徒の演奏に加え、教師の伴奏の代わりに、生徒の演奏の合奏の相手とするために、マイナスイオン音源（生徒が演奏する楽器のパートのみを除いた合奏の演奏が録音された音源）のCD等の再生が行われる。
- ④ 生徒の居宅における教師と生徒の1：1のレッスンにおいて、課題曲を教師及び生徒が演奏するものであり、録音の再生は行われない。

さらに、原告らは予備的請求として、下記の演奏態様についても予備的に請求権不存在の確認を求めた。

- ⑤ 上記①～④の場合において以下の演奏を行うこと：
 - i 生徒の、連続して3小節以上の演奏
 - ii 教師の、連続して3小節以上の演奏
 - iii 生徒の、連続して2小節以内の演奏
 - iv 教師の、連続して2小節以内の演奏

第4 本件判決の概要

1 本件判決は、結論として、原告らの請求を棄却し、音楽教室における演奏に演奏権が及ぶという判断を行った。

2 裁定の全文は文化庁のウェブサイトにて公開されている。（https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/1402106.html）